

記 者 発 表 資 料
令 和 8 年 1 月 9 日
四 国 地 方 整 備 局

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
株式会社井上電工	高知県四万十市具同 7361-6

2. 指名停止措置期間

令和8年1月9日 から 令和8年4月8日 まで (3カ月)

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

(株)井上電工の代表取締役は、土佐清水市が令和7年5月28日に行った「宿泊型多文化共生コミュニティ施設改修工事（電気設備）」の指名競争入札について、官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害の疑いがあるとして、同年11月11日高知県警に逮捕された。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下、「措置要領」という。）別表第2第10号及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第1条の規定に準用される「措置要領」別表第2第10号及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号に該当する。

指名停止措置要領 別表第2

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から3カ月以上12カ月以内

問い合わせ先（○主な問い合わせ先）

四国地方整備局 総務部契約課 087-811-8303（直通）

契約課長 山本 隆

○課長補佐 瀬川 晋士